

第112期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成27年6月26日(金曜日) 午前10時

場所

栃木銀行本店6階大会議室
栃木県宇都宮市西2丁目1番18号



栃木銀行

ホームページ <http://www.tochigibank.co.jp/>

目次

● 第112期定時株主総会招集ご通知	
● (添付書類)	
■ 第112期事業報告	2
■ 第112期末貸借対照表	14
■ 第112期損益計算書	15
■ 第112期株主資本等変動計算書	16
■ 会計監査人の監査報告書 謄本	24
■ 連結貸借対照表	25
■ 連結損益計算書	26
■ 連結株主資本等変動計算書	27
■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	37
■ 監査役会の監査報告書 謄本	38
● (株主総会参考書類)	39

証券コード:8550
平成27年6月8日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
株式会社 栃 木 銀 行
取締役頭取 菊 池 康 雄

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご覧いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月25日(木)午後5時までに到着するよう、折り返しご送付願います。

敬具

記

- 1.日 時** 平成27年6月26日(金曜日)午前10時
2.場 所 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
当行本店6階大会議室

3. 目的事項

- 報告事項** (1) 第112期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
(2) 第112期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項** **第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

(お願い)

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告等、記載すべき事項の修正が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ(<http://www.tochigibank.co.jp>)に記載させていただきます。

第112期事業報告

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

《主要な事業内容》

当行は、栃木県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務を中心に、商品有価証券売買業務、証券投資信託の窓口販売業務、生損保商品の窓口販売業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び付帯業務等を行い、地域のお客様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

《金融経済環境》

当期の経済情勢は、平成 26 年 4 月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受け、夏場には天候不順の影響もあって持ち直しの動きに足踏みがみられました。こうした中、個人消費が雇用情勢・所得環境の改善を背景に底堅く推移し、また、金融緩和や各種経済対策の効果に支えられ、景気は緩やかながら回復基調を続けました。

金融情勢につきましては、日銀が「量的・質的金融緩和」を導入して以降潤沢な資金供給を行っており、短期市場金利は低位で安定的に推移しました。また、長期金利（新発国債 10 年物）は、日銀の大規模な国債買入による需給逼迫や世界的な金利低下の影響等で歴史的な低水準となっており、平成 27 年 1 月に一時 0.1% 台を記録するなど金利低下が進みましたが、その後は概ね 0.3 ～ 0.4% 台の水準で推移しました。

《事業の経過及び成果》

このような経済・金融情勢の下、当行は平成 26 年 4 月より「第八次中期経営計画（新たな成長への第一歩 ～あなたとともに～）」をスタートさせ、当行グループを挙げて資産の健全化や経営の合理化・効率化に努めた結果、業績は次の通りとなりました。

主要勘定につきましては、預金の期末残高は、個人預金の増加等により、前期比 635 億円増加し 2 兆 5,303 億円となりました。

貸出金の期末残高は、住宅ローンの増加等により、前期比 808 億円増加し 1 兆 8,021 億円となりました。

有価証券の期末残高は、市場動向を注視しつつ運用した結果、前期比 47 億円減少し 6,337 億円となりました。

経常収益につきましては、有価証券利息配当金の増加等により、前期比 54 億 29 百万円増加の 545 億 6 百万円となりました。

一方、経常費用は、与信関係費用の減少等により、前期比 15 億 97 百万円減少の 344 億 52 百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比 70 億 26 百万円増加の 200 億 54 百万円、当期純利益は前期比 41 億 17 百万円増加の 122 億 22 百万円となりました。

《対処すべき課題》

少子高齢化が進展し国内人口が減少傾向にある中、将来の地域マーケット縮小が予想され、また、金融機関の地域を超えた競争が激化するなど、金融機関を取り巻く環境は一層厳しくなっております。こうした環境のもと、当行は地域金融機関として、中小企業・小規模事業者等に対する円滑な資金供給や産業の創造・育成支援など、地方創生の取組みを強化していくことが重要な課題です。

当行は、平成 26 年 4 月より第八次中期経営計画をスタートさせました。本計画では、5 年後 10 年後の将来を見据え、永続的に円滑な金融サービスを提供し続けられるよう、盤石な経営体制の再構築に向け取り組んでまいります。

また、今後も地域金融機関の使命である地域社会・地域経済の発展に貢献するため、「経営資源の傾斜配置」「営業・運用基盤の強化」「業務の効率化・省力化」に資する施策を講じて、目標とする経営指標の達成に全行員が一丸となって取り組む事が必要であると考えております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預	金	23,457	23,983	24,667	25,303
	定期性預金	12,067	12,003	11,882	11,759
	その他	11,389	11,979	12,785	13,543
貸	出金	16,511	16,807	17,213	18,021
	個人向け	4,902	5,137	5,392	5,655
	中小企業向け	8,217	8,265	7,997	8,092
	その他	3,391	3,404	3,823	4,274
商品有価証券		1	2	1	3
有	価証券	5,697	7,527	6,385	6,337
	国債	2,605	4,951	3,507	3,980
	その他	3,091	2,576	2,877	2,357
総資産		25,123	25,789	26,667	27,566
内国為替取扱高		80,742	77,677	74,879	70,265
外国為替取扱高		百万ドル 186	百万ドル 162	百万ドル 145	百万ドル 145
経常利益		百万円 3,539	百万円 7,725	百万円 13,027	百万円 20,054
当期純利益 (△は当期純損失)		百万円 △ 55	百万円 5,486	百万円 8,104	百万円 12,222
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)		円 銭 △ 0 49	円 銭 48 38	円 銭 71 47	円 銭 107 75

注．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,692人	1,731人
平均年齢	37年10月	37年6月
平均勤続年数	15年5月	15年1月
平均給与月額	376千円	373千円

注1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
栃木県	71	(12)	71	(12)
埼玉県	17	(1)	16	(1)
群馬県	2	(-)	2	(-)
東京都	1	(-)	1	(-)
茨城県	1	(-)	1	(-)
合 計	92	(13)	91	(13)

注. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を116カ所設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

・三郷中央支店 (埼玉県三郷市)

ハ. 当年度廃止営業所

該当ございません。

注1. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

・栃木支店 道の駅サシバの里いちかい出張所 (栃木県芳賀郡市貝町)

2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

・上三川支店 中町出張所 (栃木県河内郡上三川町)

・栃木支店 カワチ薬品平柳店出張所 (栃木県栃木市)

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,438
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
三郷中央支店新設	59

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社とちぎん ビジネスサービス	宇都宮市鶴田町字 滝の原3333番地5	物品運送業務、現金自動設備 監視業務等	昭和61年 12月10日	百万円 20	% 100	
株式会社とちぎん 集中事務センター	宇都宮市鶴田町字 滝の原3333番地6	営業店整理事務の集中管理 業務等	平成8年 10月1日	10	100	
株式会社とちぎん カード・サービス	宇都宮市江野町 1番12号	クレジットカード業務等	平成3年 3月12日	20	5	
株式会社とちぎん リーシング	宇都宮市松が峰 1丁目3番20号	リース業務・保証業務	平成4年 6月10日	30	5	

注1. 上記の重要な子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度の経常収益は 57,853 百万円(前連結会計年度比 11.56% 増)となりました。また、経常利益は 20,929 百万円(前連結会計年度比 52.39% 増)、当期純利益は 12,285 百万円(前連結会計年度比 50.88% 増)となりました。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀 41 行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称 SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀 41 行、都市銀行、信託銀行、地方銀行、信用金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称 MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀 41 行の提携により、ISDN 回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称 SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、SCS 経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。
5. セブン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. イオン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込のサービスを行っております。
7. (株)ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込のサービスを行っております。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(平成 26 年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
菊池 康雄	取締役頭取 (代表取締役) 秘書室・監査部担当		
鷹筈 一成	専務取締役 (代表取締役) 資金運用部・法人営業部担当		
菊地 正敏	専務取締役 営業統括部・個人ローン部・金融サービス部担当		
荒井 卓	常務取締役 本店営業部長		
綱川 清美	常務取締役 審査部・個人ローン審査室・資産査定室・管理部担当		
植木 栄	常務取締役 コンプライアンス統括部・総務部・事務システム部担当		
黒本 淳之介	常務取締役 経営企画部長兼関連事業室長 人事部担当		
和南城 憲一	取締役 首都圏担当		
猪俣 佳史	取締役 法人営業部長		
下山 孝治	取締役 審査部長		
野原 浩二	取締役 越谷支店長		
麻生 利正	取締役(社外取締役)		
木村 壮一	常勤監査役		
君島 清巳	常勤監査役		
吉本 修二	監査役(社外監査役)	弁護士	
塚本 美貴吉	監査役(社外監査役)	芳賀通運株式会社代表取締役	

注1. 取締役のうち麻生利正氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 監査役のうち吉本修二、塚本美貴吉の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注3. 社外取締役である麻生利正、並びに社外監査役である吉本修二、塚本美貴吉の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数(名)	報酬等
取締役	13	263 (91)
監査役	5	38 (-)
計	18	302 (91)

注1. 上記の支給人数には、当該事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。

2. 報酬等の欄には下記のものを含まれ、その合計額を括弧内書に記載しております。

- ・取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額 35百万円
- ・役員賞与の額 55百万円

3. 上記のほか、使用人兼取締役の使用人分給与52百万円、賞与19百万円を支払っております。

4. 取締役の報酬は、平成19年6月28日開催の第104期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議頂いておりますが、平成24年6月28日開催の第109期定時株主総会において、この報酬額とは別額で、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、年額60百万円以内と決議頂いております。

5. 監査役の報酬は、平成5年6月29日開催の第90期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議頂いております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
塚本 美貴吉	芳賀通運株式会社 代表取締役

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
麻生 利正	0年9ヶ月	就任以後の取締役会9回のすべてに出席しております。	地方自治の執行者として培われた豊富な知識と経験を活かし議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。
吉本 修二	10年9ヶ月	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち11回に出席しております。	弁護士としての専門的見地から審議等に必要の質問、発言を行っております。
塚本 美貴吉	6年9ヶ月	当期開催の取締役会及び監査役会すべてに出席しております。	経験豊富な経営者の観点から審議等に必要の質問、発言を行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
麻生 利正	社外取締役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
吉本 修二	社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
塚本 美貴吉	同上

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数 (名)	銀行からの報酬等
報酬等の合計	3	9

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 212,000千株

発行済株式の総数 114,108千株

注. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

8,611名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	11,768	10.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	6,424	5.62
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	4,620	4.04
栃木銀行行員持株会	3,970	3.47
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	2,893	2.53
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	2,276	1.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,046	1.79
株式会社東和銀行	2,010	1.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,941	1.70
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,902	1.66

注1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社栃木銀行第1回新株予約権 ②新株予約権の数：952個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 95,200株 ④新株予約権の行使期間：平成24年7月18日から 平成54年7月17日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	8人
	①名称：株式会社栃木銀行第2回新株予約権 ②新株予約権の数：1,045個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 104,500株 ④新株予約権の行使期間：平成25年7月18日から 平成55年7月17日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	11人
	①名称：株式会社栃木銀行第3回新株予約権 ②新株予約権の数：815個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 81,500株 ④新株予約権の行使期間：平成26年7月16日から 平成56年7月15日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	11人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 川上 豊	88	対価を伴う非監査業務の内容 ・ALMシステムに係る助言・ 指導業務
指定有限責任社員 業務執行社員 弥永 めぐみ		

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(2) 責任限定契約

会計監査人と当行との間の責任限定契約はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社法340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案致します。

7. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、「行是」「経営理念」の精神を尊重し、「取締役行動基準（取締役会規程付則）」「取締役の責務（コンプライアンス・マニュアル）」等を具体的な行動規範として活用する。
- ② コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。
- ③ 「法令等遵守規程」をはじめとするコンプライアンス関係規程や本支店の組織体制を整備し、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、全職員にコンプライアンスの重要性について徹底する。
- ④ 事業年度毎の具体的な「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動を実施する。
- ⑤ 不正行為に関する通報を受け付ける内部通報制度を設け、業務の健全性・適切性を確保する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当行の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定める。
- ② 取締役の職務執行に関する情報については、法令及び「文書取扱規程（文書の保存及び管理に関する当行規程）」等に基づき、取締役会議事録及びその他の文書等を保存・管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理基本規程」をはじめとするリスク管理規程体系を整備する。
- ② 各種リスクの種類毎に管理担当部署を定め、リスク特性に応じた管理体制を構築し、総合的な管理を行う統括部署を定める。
- ③ 取締役会及び経営会議等では、定期的に報告を受けるとともに必要な決定を行う。
- ④ 大規模災害等の不測の事態を想定した「コンティンジェンシープラン」等を策定し、業務継続性確保のための体制を整備・構築する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定の迅速化とプロセスの明確化を確保するため「経営会議」等を設置し、重要事項について意思決定を効率的に行う体制を構築する。
- ② 執行役員制度により、経営意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し、経営機能と業務執行機能の双方の強化、迅速化を図る。
- ③ 「業務分掌規程」・「職務権限規程」を制定し業務執行における各職位の権限と責任を明確にし、効率的な職務執行体制を構築する。

(5) 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当行の子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当行の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループ）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規程」に基づき、当行主管部が協議・報告を受けるとともに、関連会社業務の執行に際して適切な管理・指導を行う体制とする。
 - ② 当行のコンプライアンス規程等に準じて諸規程を定め、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、当行グループとして適正な体制が確保されるように努める。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、適正な人員を配置し補助業務への従事体制を確保する。
- ② 当該使用人の人事に関する事項については監査役の同意を得る。
- ③ 必要に応じて内部監査部門を中心とした関係各部門がサポートする体制を構築する。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ① 監査役の要請に応じて監査に必要な報告及び情報提供を行う体制を構築する。
- ② 業務の健全性・適切性を確保するため、内部通報制度等に基づき、監査役へ報告する。

- ③ 内部通報制度に基づき報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

(8) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役に対する内部監査部門をはじめ各部門の協力補助体制を構築する。
- ② 監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる事が出来る体制を構築する。
- ③ 監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署においてその効率性及び適正性に留意し、速やかに当該費用等を処理する。
- ④ その他、取締役及び使用人は「監査役会規程」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」に定めのある事項を尊重する。

第112 期末貸借対照表

平成 27 年 3 月 31 日現在

(単位：百万円)

科 目				金 額	科 目				金 額
(資産の部)					(負債の部)				
現 金	預 け	金	288,805	預	金	2,530,347			
現 預 け	金 金		36,716	当 座 預 金		58,890			
コ ー ル 口 一	ン		252,088	普 通 預 金		1,249,684			
商 品 有 価 証	券		2,753	貯 蓄 預 金		37,534			
商 品 地 方 債	債		247	通 定 預 金		1,508			
商 品 地 方 債	債		68	定 定 預 金		1,156,965			
金 有 価 証	託 券		3,871	そ の 他 の 預		9,838			
国 地 社 株 所 の 他 の 証	券 債 債 債 式 券 金		633,794	讓 渡 性 の 預		36,262			
国 地 社 株 所 の 他 の 証	券 債 債 債 式 券 金		398,066	借 入 金		5,102			
割 手 証 当	形 付 付 越 替		26,583	外 国 為 替		19			
外 取	手 形 手 貸 形		22,310	売 渡 外 国 為 替		6			
そ の 他 の 資 産	付 付 付 越 替		28,539	未 払 の 他 負 債		12			
有 形 固 定 資 産	付 付 付 越 替		158,294	未 払 法 人 税 等		3,026			
建 土 建 設 の 他 の 有 形 固 定 資 産	付 付 付 越 替		1,802,176	未 前 払 受 取 益 金 品 務 債 金		1,361			
無 形 固 定 資 産	手 形 手 貸 形		10,432	給 付 融 一 入 の 他 の 負 債		834			
ソ リ ー の 他 の 無 形 固 定 資 産	付 付 付 越 替		95,783	そ の 他 の 負 債		4			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		1,589,287	賞 役 退 職 給 付 引 当 金		3			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		106,672	睡 眠 預 金 損 失 引 当 金		961			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		1,603	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 諾		8,118			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		1,521	支 払 債 の 部 合 計		868			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		82	負 債 の 部 合 計		2,595,986			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		4,920	(純資産の部)					
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		2,514	資 本 本 剰 余 金		27,408			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		0	資 本 本 準 備 金		26,150			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		2,405	利 益 剰 余 金		26,150			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		22,921	利 益 準 備 金		91,443			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		6,775	利 益 準 備 金		1,745			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		14,114	利 益 積 立 金		89,698			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		818	別 途 利 益 剰 余 金		73,887			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		100	繰 越 利 益 剰 余 金		15,811			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		1,112	自 株 主 己 株 株 合 計		△ 422			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		748	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金		16,989			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		401	土 地 再 評 価 差 額 金		△ 966			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		72	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		16,023			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		274	新 評 価 株 予 約 権		83			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		43	純 資 産 の 部 合 計		160,687			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		4,221	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		2,756,673			
繰 延 税 引 金	付 付 付 越 替		△ 9,502						
資 産 の 部 合 計			2,756,673						

第112期損益計算書

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	54,506
資金運用収益	34,929
貸出金利息	25,700
有価証券利息配当金	9,047
コールローン利息	25
預け金利息	154
その他の受入利息	1
役務取引等収益	6,658
受入為替手数料	1,778
その他の役務収益	4,879
その他業務収益	6,410
外国為替売買益	49
商品有価証券売買益	1
国債等債券売却益	5,777
金融派生商品収益	581
その他経常収益	6,508
貸倒引当金戻入益	2,795
償却債権取立益	603
株式等売却益	2,319
金銭の信託運用益	21
その他の経常収益	768
経常費用	34,452
資金調達費用	1,237
預金利息	1,197
譲渡性預金利息	38
借入金利息	1
役務取引等費用	3,398
支払為替手数料	348
その他の役務費用	3,049

科目	金額
その他業務費用	2,477
国債等債券売却損	2,460
その他の業務費用	16
営業経費	25,739
その他経常費用	1,600
貸出金償却	1,203
株式等売却損	23
株式等償却	13
その他の経常費用	359
経常利益	20,054
特別利益	15
固定資産処分益	15
特別損失	62
固定資産処分損	26
減損損失	36
税引前当期純利益	20,006
法人税、住民税及び事業税	4,438
法人税等調整額	3,346
法人税等合計	7,784
当期純利益	12,222

第112期株主資本等変動計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	27,408	26,150	-	26,150	1,745	66,887	8,164	76,796
会計方針の変更による 累積的影響額							3,311	3,311
会計方針の変更を反映した 当期首残高	27,408	26,150	-	26,150	1,745	66,887	11,476	80,108
当期変動額								
剰余金の配当							△ 907	△ 907
別途積立金の積立						7,000	△ 7,000	-
当期純利益							12,222	12,222
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 14	△ 14				
自己株式処分差損の振替			14	14			△ 14	△ 14
土地再評価差額金の取崩							34	34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,000	4,335	11,335
当期末残高	27,408	26,150	-	26,150	1,745	73,887	15,811	91,443

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	△ 439	129,916	5,606	△ 1,062	4,544	60	134,521
会計方針の変更による 累積的影響額		3,311					3,311
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△ 439	133,227	5,606	△ 1,062	4,544	60	137,832
当期変動額							
剰余金の配当		△ 907					△ 907
別途積立金の積立		-					-
当期純利益		12,222					12,222
自己株式の取得	△ 10	△ 10					△ 10
自己株式の処分	27	12					12
自己株式処分差損の振替		-					-
土地再評価差額金の取崩		34					34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			11,382	96	11,479	23	11,502
当期変動額合計	16	11,351	11,382	96	11,479	23	22,854
当期末残高	△ 422	144,579	16,989	△ 966	16,023	83	160,687

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年
その他 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,703百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職

給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

〔退職給付に関する会計基準〕等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67

項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が5,126百万円減少し、利益剰余金が3,311百万円増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 117百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は728百万円、延滞債権額は47,127百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は101百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,551 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 54,509 百万円であります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,432 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	30 百万円
有価証券	1,170 百万円
その他の資産	2 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,412 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 92,025 百万円、手形交換所差入保証金としてその他の資産 3 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金は 849 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、384,877 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 367,799 百万円

あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

6,678 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 25,661 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 429 百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 1,530 百万円であります。

13. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産
主として、事務機器等であります。

② 無形固定資産
ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

14. 関係会社に対する金銭債権総額 2,491 百万円

15. 関係会社に対する金銭債務総額 2,862 百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 28 百万円

役員取引等に係る収益総額 18 百万円

その他業務・その他経常取引
に係る収益総額 24 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0 百万円

役員取引等に係る費用総額 263 百万円

その他業務・その他経常取引
に係る費用総額 1,673 百万円

2. 関連当事者との間の取引

(1) 親会社及び法人主要株主（会社等に限る。）等
該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	取引の内容 (注1)	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社とちぎん ビジネスサービス	所有 直接100%	消耗品の仕入 事務委託	315 331	—	—
子会社	株式会社とちぎん 集中事務センター	所有 直接100%	事務委託	453	—	—
子会社	株式会社とちぎん カード・サービス	所有 直接5%	債務保証 (注2) 保証料 債務保証履行に伴う ローンの回収又は 代位弁済 資金の貸付 (注3)	14,375 263 86 △ 163	未払費用 — — 貸出金	— 25 — 311
子会社	株式会社とちぎん リーシング	所有 直接5% 間接50%	債務保証 (注2) 債務保証履行に伴う ローンの回収又は 代位弁済 資金の貸付 (注3) リース取引関係	113,751 40 △ 20 572	— — 貸出金 (注4) —	— — 2,180 —

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各取引につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 当行の住宅ローン等に対する保証を受けております。保証条件は、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。取引金額は、当事業年度末の保証残高を記載しております。

3. 貸出金取引金額は、前期末残高との差引を記載しております。

4. 貸出金の担保として、割賦債権及びリース投資資産を788百万円受け入れております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主（個人の場合に限る。）等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事 者との 関係	取引の内容 (注1)	取引金額 (注2)	科目	期末 残高
役員 の 近親者	菊地正敏の 近親者	—	被所有 直接 — %	融資先	資金の貸付 利息の受取	1 0	貸出金	27
役員 及び 近親 者の 親族 の 数 を し る 社 会 等	芳賀通運 株式会社 (注3)	98	被所有 直接0%	融資先	資金の貸付 利息の受取	1,438 22	貸出金 (注4)	1,337
	株式会社 ホーエー (注3)	40	被所有 直接 — %	融資先	資金の貸付 利息の受取	2,754 45	貸出金 (注4)	3,364
	宇東梱包運 輸株式会社 (注3)	20	被所有 直接0%	融資先	資金の貸付 利息の受取	95 1	貸出金	152
	日東産業 株式会社 (注3)	20	被所有 直接 — %	融資先	資金の貸付 利息の受取	31 0	貸出金 (注4)	30
	大丸林業 株式会社 (注3)	20	被所有 直接 — %	融資先	資金の貸付 利息の受取	164 1	貸出金 (注4)	163
株式会社 ホーショー (注3)	10	被所有 直接 — %	融資先	資金の貸付 利息の受取	14 0	貸出金	165	

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付につきましては、市場金利等を勘案して利率等の取引条件を合理的に決定しております。

2. 資金の貸付の取引金額は、期中平残を記載しております。

3. 当行監査役塚本美貴吉及びその近親者が議決権の過半数を所有しております。

4. 当行監査役塚本美貴吉が債務保証を行っております。

3. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(グルーピングの方法)

営業用店舗は原則として営業店単位で、遊休資産は各々個別に1単位としてグルーピングを行っております。また、本部、研修所、寮社宅、厚生施設等につい

ては独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(1) (減損損失を認識した資産または資産グループ)	
場所	栃木県内
主な用途	店舗外現金自動設備 1 ヶ所
種類	土地建物等
減損損失額	30 百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

売却が決定したことにより、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額 30 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、売却予定額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(2) (減損損失を認識した資産または資産グループ)	
場所	群馬県内
主な用途	営業用店舗 1 ヶ所
種類	土地建物等
減損損失額	5 百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

店舗の移転が決定し資産の用途変更が確定したことにより、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額 5 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、路線価等を基準に土地の形状等に応じた価額の調整を行い評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	699	20	43	676	(注) 1、2
合計	699	20	43	676	

- (注) 1. 自己株式のうち普通株式の株式数の増加 20 千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
2. 自己株式のうち普通株式の株式数の減少 43 千株は、新株予約権の権利行使による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	34	34	0
	地方債	-	-	-
	社債	180	184	4
	その他	7,000	7,369	369
	外国証券	7,000	7,369	369
	小計	7,215	7,589	373
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	1,495	1,475	△ 20
	その他	3,000	2,962	△ 37
	外国証券	3,000	2,962	△ 37
	小計	4,495	4,438	△ 57
合計		11,711	12,028	316

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
組合出資金	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	41
関連法人等株式	9
組合出資金	66
合計	117

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	24,259	12,823	11,435
	債券	369,776	366,737	3,039
	国債	326,311	324,518	1,792
	地方債	26,083	25,018	1,064
	社債	17,382	17,199	182
	その他	122,288	110,901	11,387
	外国証券	3,102	3,000	102
	その他の証券	119,186	107,901	11,284
	小計	516,324	490,462	25,861
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	2,605	2,805	△ 200
	債券	75,471	76,140	△ 669
	国債	71,719	72,372	△ 652
	地方債	500	500	-
	社債	3,251	3,268	△ 16
	その他	25,867	26,501	△ 634
	外国証券	1,997	2,000	△ 2
	その他の証券	23,869	24,501	△ 631
	小計	103,943	105,447	△ 1,503
合計	620,268	595,909	24,358	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,624
その他	72
合計	1,696

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	11,394	1,522	23
債券	1,033,213	5,610	912
国債	794,448	2,861	911
地方債	17,640	448	-
社債	221,124	2,300	0
その他	24,505	964	1,548
合計	1,069,113	8,097	2,483

6. 減損処理を行った有価証券

売却目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、13 百万円（うち、株式 13 百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の有価証券の銘柄について当事業年度末日における時価が取得原価に比べて 50% 以上下落した場合、また、30% 以上 50% 未満下落した銘柄については、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し、時価の回復可能性が認められないと判定した場合等であります。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	3,871	3,871	-	-	-

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,442 百万円
退職給付引当金	2,280 百万円
賞与引当金	285 百万円
減価償却費	795 百万円
有価証券償却	491 百万円
未払事業税	286 百万円
その他	695 百万円
繰延税金資産小計	9,276 百万円
評価性引当額	△ 1,864 百万円
繰延税金資産合計	7,411 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 7,368 百万円

繰延税金負債合計 Δ 7,368 百万円
繰延税金資産の純額 43 百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号) が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 35.4% から、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 32.9% に、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 32.1% となります。この税率変更により、繰延税金資産は 101 百万円増加し、その他有価証券評価差額金は 803 百万円増加し、法人税等調整額は 702 百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は 131 百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 1,415 円 86 銭
1 株当たりの当期純利益金額 107 円 75 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 107 円 51 銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名は次のとおりであります。
営業経費 35 百万円

2. スtock・オプションの規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社板木銀行 第1回新株予約権	株式会社板木銀行 第2回新株予約権	株式会社板木銀行 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名	当行取締役 12名	当行取締役 11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 160,600株	普通株式 123,500株	普通株式 81,500株
付与日	平成24年7月17日	平成25年7月17日	平成26年7月15日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成24年7月18日～平成54年7月17日	平成25年7月18日～平成55年7月17日	平成26年7月16日～平成56年7月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動
当事業年度(平成 27 年 3 月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	株式会社板木銀行 第1回新株予約権	株式会社板木銀行 第2回新株予約権	株式会社板木銀行 第3回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末	119,900 株	123,500 株	—
付与	—	—	81,500 株
失効	—	—	—
権利確定	24,700 株	19,000 株	—
未確定残	95,200 株	104,500 株	81,500 株
権利確定後			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	24,700 株	19,000 株	—
権利行使	24,700 株	19,000 株	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	株式会社板木銀行 第1回新株予約権	株式会社板木銀行 第2回新株予約権	株式会社板木銀行 第3回新株予約権
権利行使価格	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	436 円	436 円	—
付与日における公正な評価単価	234 円	350 円	408 円

(注) 1 株当たり換算して記載しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 栃木銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川上 豊 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 弥永めぐみ 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社栃木銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結貸借対照表

平成 27 年 3 月 31 日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	289,117
コールローン及び買入手形	2,753
商品有価証券	316
金銭の信託	3,871
有価証券	633,803
貸出金	1,799,968
外国為替	1,603
その他資産	14,026
有形固定資産	23,037
建物	6,779
土地	14,114
建設仮勘定	100
その他の有形固定資産	2,043
無形固定資産	807
ソフトウェア	454
その他の無形固定資産	353
繰延税金資産	409
支払承諾見返	4,221
貸倒引当金	△ 10,221
資産の部合計	2,763,714

科目	金額
(負債の部)	
預金	2,528,445
譲渡性預金	36,262
借入金	6,648
外国為替	19
その他負債	17,393
賞与引当金	909
役員賞与引当金	27
退職給付に係る負債	4,191
睡眠預金払戻損失引当金	260
偶発損失引当金	231
再評価に係る繰延税金負債	1,277
支払承諾	4,221
負債の部合計	2,599,890
(純資産の部)	
資本金	27,408
資本剰余金	26,150
利益剰余金	91,734
自己株式	△ 422
株主資本合計	144,871
その他有価証券評価差額金	16,989
土地再評価差額金	△ 966
退職給付に係る調整累計額	△ 721
その他の包括利益累計額合計	15,302
新株予約権	83
少数株主持分	3,566
純資産の部合計	163,824
負債及び純資産の部合計	2,763,714

連結損益計算書

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	57,853
資金運用収益	34,903
貸出金利息	25,671
有価証券利息配当金	9,050
コールローン利息及び買入手形利息	25
預け金利息	154
その他の受入利息	1
役務取引等収益	6,639
その他業務収益	6,410
その他経常収益	9,898
貸倒引当金戻入益	3,466
償却債権取立益	616
その他の経常収益	5,815
経常費用	36,923
資金調達費用	1,255
預金利息	1,197
譲渡性預金利息	38
借入金利息	19
その他の支払利息	0
役務取引等費用	3,134
その他業務費用	2,477
営業経費	26,091
その他経常費用	3,965
その他の経常費用	3,965
経常利益	20,929
特別利益	32
固定資産処分益	32
特別損失	63
固定資産処分損	27
減損損失	36

科目	金額
税金等調整前当期純利益	20,897
法人税、住民税及び事業税	4,535
法人税等調整額	3,357
法人税等合計	7,893
少数株主損益調整前当期純利益	13,004
少数株主利益	718
当期純利益	12,285

連結株主資本等変動計算書

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,408	26,150	77,024	△ 439	130,144
会計方針の変更による 累積的影響額			3,311		3,311
会計方針の変更を反映した 当期首残高	27,408	26,150	80,336	△ 439	133,455
当期変動額					
剰余金の配当			△ 907		△ 907
当期純利益			12,285		12,285
自己株式の取得				△ 10	△ 10
自己株式の処分		△ 14		27	12
自己株式処分差損の振替		14	△ 14		—
土地再評価差額金の取崩			34		34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	11,398	16	11,415
当期末残高	27,408	26,150	91,734	△ 422	144,871

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	5,606	△ 1,062	0	4,544	60	2,851	137,601
会計方針の変更による 累積的影響額							3,311
会計方針の変更を反映した 当期首残高	5,606	△ 1,062	0	4,544	60	2,851	140,912
当期変動額							
剰余金の配当							△ 907
当期純利益							12,285
自己株式の取得							△ 10
自己株式の処分							12
自己株式処分差損の振替							—
土地再評価差額金の取崩							34
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	11,382	96	△ 721	10,757	23	715	11,496
当期変動額合計	11,382	96	△ 721	10,757	23	715	22,911
当期末残高	16,989	△ 966	△ 721	15,302	83	3,566	163,824

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 4 社

会社名

株式会社 とちぎんビジネスサービス

株式会社 とちぎん集中事務センター

株式会社 とちぎんカード・サービス

株式会社 とちぎんリーシング

② 非連結の子会社及び子法人等 3 社

会社名

株式会社 とちぎんキャピタル

とちぎ地域活性化投資事業有限責任組合

とちぎん農業法人投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等 2 社

会社名

株式会社 とちぎネットワークパートナーズ

とちぎネットワークファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3 月末日 4 社

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第 2 条第 8 項及び銀行法施行令第 4 条の 2

に基づいております。

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6 年～ 50 年

その他 4 年～ 20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引

当基準に則り、次のとおり計上しております。

〔銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針〕(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,825百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益

処理

数理計算上の差異: 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

〔「退職給付に関する会計基準」等の適用〕

〔退職給付に関する会計基準〕(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35

項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込み額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が 5,126 百万円減少し、利益剰余金が 3,311 百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

4. 未適用の会計基準等

企業結合に関する会計基準等（平成 25 年 9 月 13 日）

(1) 概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示および少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当行は、改正後の当該会計基準等を平成 27 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響はございません。

5. 注記事項 (連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 91 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 771 百万円、延滞債権額は 47,261 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」

という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 104 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,551 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 54,689 百万円であります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,432 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	30 百万円
有価証券	1,170 百万円
その他資産（割賦債権）	68 百万円
その他資産（リース投資資産）	726 百万円
その他資産	2 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,412 百万円

借入金 609 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 92,025 百万円、手形交換所差入保証金としてその他資産 3 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 852 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、390,088 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 367,799 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額のうち評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める「地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該

事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,678 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 30,822 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 429 百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 1,530 百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益 2,319 百万円を含んでおります。

2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 1,566 百万円、株式等売却損 23 百万円、株式等償却 13 百万円を含んでおります。

3. 減損損失
当行グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

（グルーピングの方法）

営業用店舗は原則として営業店単位で、遊休資産は各々個別に 1 単位としてグルーピングを行っております。また、本部、研修所、寮社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(1) （減損損失を認識した資産または資産グループ）

場所	栃木県内
主な用途	店舗外現金自動設備 1 ヲ所
種類	土地建物等
減損損失額	30 百万円

（減損損失の認識に至った経緯）

売却が決定したことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 30 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額）

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、売却予定額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(2) （減損損失を認識した資産または資産グループ）

場所	群馬県内
主な用途	営業用店舗 1 ヲ所
種類	土地建物等

減損損失額 5百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

店舗の移転が決定し資産の用途変更が確定したことにより、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、路線価等を基準に土地の形状等に応じた価額の調整を行い評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	114,108	—	—	114,108	
合計	114,108	—	—	114,108	
自己株式					
普通株式	699	20	43	676	(注) 1、2
合計	699	20	43	676	

- (注) 1. 自己株式のうち普通株式の株式数の増加20千株は、単元未満株式の買取による増加であります。
2. 自己株式のうち普通株式の株式数の減少43千株は、新株予約権の権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	83		
合計			—	—	—	83		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	510百万円	4.5円	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	397百万円	3.5円	平成26年9月30日	平成26年12月10日
合計		907百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	567百万円	利益剰余金	5.0円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等(以下「当行グループ」という)は、銀行業務を中心に事業を行っております。これら業務を行うため、主な営業基盤である栃木県内を中心とした個人預金及び法人預金等によって資金調達を行っております。より多くのお客様から預金をお預かりし、預金の小口分散化を進めることによる安定した資金調達を基本方針としております。

資金運用については、地域経済の発展と豊かな社会作りのため、住宅ローンを中心として個人ローンや地元中小企業及び個人事業主等の育成・支援という地域金融機関としての公共的使命のもと、お客様の幅広い資金ニーズに対応した融資により行っております。徹底したリテール戦略による底辺拡大を行い、将来にわたる融資基盤造りを行うことを基本方針としております。有価証券運用については、国債・政府保証債・公共債等による安定運用を基本スタンスとした運用を行っております。デリバティブは、金利リスク及び為替リスク等を効率的に管理する手段として利用しており、投機的な収益獲得手段としては取扱わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の個人、事業先に対する貸付金であり、信用供与先の財務内容の悪化等により債務履行能力に問題が生じ、資産の価値が減少ないし消滅する信用リスクに晒されております。また、一部の連結子会社においては、国内の法人向けにリース債権を保有しており、これについても信用リスクに晒されております。

有価証券は、債券を中心として株式、投資信託等を純投資目的、満期保有目的及び事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券については、売買目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利や市場価格の変動により資産の価値が変動し損失を蒙るリスクに晒されております。また、外国為替取引に伴う外貨建ての資産について

ては、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外国為替取引にかかる為替先物予約取引を行っており、為替の変動リスクに晒されております。

負債である預金については、一定の環境の下で支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

なお、デリバティブ取引には、長期固定金利貸出金をヘッジ対象とした金利スワップ取引があり、「金利スワップの特例処理」によるヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、「リスク管理基本規程」及び「信用リスク管理規程」の他、信用リスクに関する諸規程に基づき、審査部、個人ローン審査室が個別債務者・案件に対し、与信審査、与信限度額の設定、与信情報管理、保証や担保の設定を管理し、資産査定室が内部格付等の審査・管理を行うことで、個別債務者の信用リスクを管理するとともに、管理部と連携して問題債権への対応を行う体制を整備し、随時、取締役会、経営会議にて審議、報告を行っております。

また、有価証券の発行体の信用リスクについては、資金運用部が、定期的に外部格付等の信用情報や時価の把握を行うことで管理しております。

さらに、経営企画部リスク管理室が、業種集中や大口集中等のモニタリングを定期的に行って信用リスクの分散を図り、モニタリングの結果は定期的に取締役会、ALM委員会に報告しております。

これらの信用リスク管理の状況については、随時、監査部がチェックしております。

② 市場リスクの管理

当行グループでは、「リスク管理基本規程」及び「市場リスク管理規程」に基づき、市場リスクを適切にコントロールするために、当行の体力に見合った市場リスクの限度額を定めており、資金運用部等の業務執行部門において、市場リスク量が限度枠内に収まるように市場取引等の運用を行っているほか、経営企画部リスク管理室が、当行全体の金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等を統括的にモニタリングして限度額の遵守状況等を監視し、その結果を定期的に取締役会、ALM委員会に報告しております。

また、有価証券については、「有価証券取扱規程」及び「同要領」等に従い、資金運用部に

において投資にあたっての事前審査を行うほか、期毎に定める有価証券投資計画に基づき運用を行っております。さらに、当行の体力を勘案した保有限度額と損失限度額を定め、経営企画部リスク管理室が日次で遵守状況をモニタリングしており、これに抵触した場合は、臨時のALM委員会を開催して対応を協議するなど、市場リスクに対する管理体制を整備しております。

外貨建ての資産については、「外国為替取引管理規程」において、資金ポジションの限度額を定めており、実需に応じてカバー取引を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達にかかる流動性リスクについては、資金運用部が、資金繰り表を作成・更新したうえ、経営企画部リスク管理室に報告しているほか、「危機管理計画」により、平常時、懸念時、危機時の流動性準備額を定め、これを上回る流動性資産を保有していることを常時管理しております。

④ 市場リスクにかかる定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク、価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」であります。当行グループでは、これらを含む原則全ての金融商品について、市場リスクに関する定量的分析を行っており、市場リスクの内部管理にVaRを利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（信頼区間99%、観測期間240営業日）を採用しております。算定に使用している保有期間は商品区分により異なっており、「有価証券」のうち政策投資株式は180日、「貸出金」及び「有価証券」のうちの仕組貸出及び仕組債は90日、それ以外の金融商品については62.5日としております。なお、非上場株式については簿価を時価とみなし、時価がTOPIXに連動するものと仮定して算定しております。

平成27年3月31日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失の推計値）は、全体で18,292百万円であります。

なお、当行グループでは、「有価証券」について、リスク計測モデルが算出する日々のVaRの値と実際の損益を比較し、損失がVaRを上回った回数によりモデルの有効性を検証するバックテストを定期的を実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リ

スクを捕捉しているものと考えております。但し、VaRは過去の相場変動をベースとして統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。連結貸借対照表計上額で重要性が乏しい科目については記載を省略しております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	289,117	289,117	-
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	11,711	12,028	316
その他有価証券	620,268	620,268	-
(3)貸出金	1,799,968		
貸倒引当金(*)	△ 10,221		
	1,789,746	1,801,354	11,608
資産計	2,710,843	2,722,768	11,924
(1)預金	2,528,445	2,528,480	34
(2)譲渡性預金	36,262	36,262	-
負債計	2,564,708	2,564,742	34

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。投資信託は、公表されている基準価

格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	1,685
組合出資金(*1)	138
合計	1,823

(*1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について13百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
有価証券	74,692	122,337	121,553	59,057	183,369	24,782
満期保有目的の債券	149	2,700	1,811	4,050	—	3,000
うち国債	19	—	14	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	130	700	796	50	—	—
その他	—	2,000	1,000	4,000	—	3,000
その他の有価証券のうち満期があるもの	74,542	119,637	119,741	55,007	183,369	21,782
うち国債	66,028	110,887	111,366	26,313	61,654	21,782
地方債	500	—	—	15,791	10,291	—
社債	6,010	3,834	—	1,054	9,733	—
その他	2,003	4,915	8,375	11,849	101,689	—
貸出金(*)	209,468	151,949	216,812	131,911	181,747	754,153
合計	284,161	274,286	338,365	190,968	365,116	778,936

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない47,899百万円、期間の定めのないもの106,338百万円は含めておりません。

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内
預金(*)	2,329,919	159,453	39,072
譲渡性預金	36,262	—	—
合計	2,366,181	159,453	39,072

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券

(平成27年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券

(平成27年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	34	34	0
	地方債	—	—	—
	社債	180	184	4
	その他	7,000	7,369	369
	外国証券	7,000	7,369	369
	小計	7,215	7,589	373
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,495	1,475	△20
	その他	3,000	2,962	△37
	外国証券	3,000	2,962	△37
	小計	4,495	4,438	△57
合計		11,711	12,028	316

3. その他有価証券

(平成27年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,259	12,823	11,435
	債券	369,776	366,737	3,039
	国債	326,311	324,518	1,792
	地方債	26,083	25,018	1,064
	社債	17,382	17,199	182
	その他	122,288	110,901	11,387
	外国証券	3,102	3,000	102
	その他の証券	119,186	107,901	11,284
	小計	516,324	490,462	25,861
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,605	2,805	△200
	債券	75,471	76,140	△669
	国債	71,719	72,372	△652
	地方債	500	500	—
	社債	3,251	3,268	△16
	その他	25,867	26,501	△634
	外国証券	1,997	2,000	△2
	その他の証券	23,869	24,501	△631
	小計	103,943	105,447	△1,503
合計		620,268	595,909	24,358

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	11,394	1,522	23
債券	1,033,213	5,610	912
国債	794,448	2,861	911
地方債	17,640	448	—
社債	221,124	2,300	0
その他	24,505	964	1,548
合計	1,069,113	8,097	2,483

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、13百万円（うち、株式13百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の有価証券の銘柄について当連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、30%以上50%未満下落した銘柄については、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し、時価の回復可能性が認められないと判定した場合等であります。

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（平成27年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの （百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	3,871	3,871	-	-	-

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.9%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.1%となります。この税率変更により、繰延税金資産は30百万円増加し、その他有価証券評価差額金は803百万円増加し、法人税等調整額は737百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は131百万円減少し、土地再評価差額は同額増加しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	1,412円	7銭
1株当たりの当期純利益金額	108円	31銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	108円	7銭

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名は次のとおりであります。

営業経費 35百万円

2. スtock・オプションの規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 12名	当行取締役 12名	当行取締役 11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 160,600株	普通株式 123,500株	普通株式 81,500株
付与日	平成24年7月17日	平成25年7月17日	平成26年7月15日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	平成24年7月18日～平成24年7月17日	平成25年7月18日～平成25年7月17日	平成26年7月16日～平成26年7月15日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動

当事業年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
権利確定前			
前事業年度末	119,900株	123,500株	-
付与	-	-	81,500株
失効	-	-	-
権利確定	24,700株	19,000株	-
未確定残	95,200株	104,500株	81,500株
権利確定後			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	24,700株	19,000株	-
権利行使	24,700株	19,000株	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

② 単価情報

	株式会社栃木銀行 第1回新株予約権	株式会社栃木銀行 第2回新株予約権	株式会社栃木銀行 第3回新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	436円	436円	-
付与日における公正な評価単価	234円	350円	408円

（注）1株当たりに換算して記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 栃木銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 川上 豊 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 弥永めぐみ 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社栃木銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当行及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

株式会社 栃木銀行 監査役会

常勤監査役 木村 壮一 ㊞

常勤監査役 君島 清己 ㊞

監査役 吉本 修二 ㊞

監査役 塚本 美貴吉 ㊞

(注) 監査役吉本修二、塚本美貴吉は、会社法第2条16号および第335条3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の件につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 期末配当に関する事項

第112期の期末配当につきましては、安定配当の継続を基本とし、株主の皆様のご支援にお応えするため、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金 銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株当たり 5円
総 額 567,158,340円
なお、第112期の中間配当金として3円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当額は8円50銭となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日（月曜日）

(2) その他剰余金の処分に関する事項

株主様への安定的な利益還元および財務体質強化のため、以下のとおり、別途積立金に積み立てることといたしたいと存じます。

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 14,500,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 14,500,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役鷹箸一成、荒井 卓、黒本淳之介、猪俣佳史、下山孝治、野原浩二の6氏が任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	たかはし かずなり 鷹筥 一成 (昭和29年9月5日生)	平成20年9月 当行入行 法人営業部長 平成21年6月 当行取締役 法人営業部長委嘱 平成23年6月 当行常務取締役 平成24年6月 当行常務取締役 本店営業部長委嘱 平成25年6月 当行常務取締役 平成26年6月 当行専務取締役 (資金運用部、法人営業部担当)	18,000株
2	あらい たかし 荒井 卓 (昭和29年10月3日生)	平成21年6月 当行取締役 経営企画部長委嘱 平成23年6月 当行常務取締役 平成25年6月 当行常務取締役 本店営業部長委嘱	15,000株
3	くろもと じゅんのすけ 黒本 淳之介 (昭和33年7月3日生)	平成21年6月 人事部長 平成23年6月 当行取締役 経営企画部長兼関連事業室長委嘱 平成26年6月 当行常務取締役 経営企画部長兼関連事業室長委嘱 (人事部担当)	18,000株
4	いのまた よしふみ 猪俣 佳史 (昭和34年9月2日生)	平成21年6月 陽東桜が丘支店長 平成23年6月 今市支店長 平成25年6月 当行取締役 法人営業部長委嘱	12,000株
5	しもやま こうじ 下山 孝治 (昭和35年5月13日生)	平成22年6月 東京支店長兼東京事務所長 平成25年6月 当行取締役 東京支店長兼東京事務所長委嘱 平成26年6月 当行取締役 審査部長委嘱	12,000株
6	のほら こうじ 野原 浩二 (昭和36年3月10日生)	平成22年6月 陽南支店長 平成25年6月 当行取締役 越谷支店長委嘱	21,210株
7 (社外)	いはし よしかず 井橋 吉一 (昭和20年8月25日生)	昭和47年5月 (株)イハシ入社 平成元年5月 (株)イハシ代表取締役社長 平成12年6月 (株)イハシ産業代表取締役会長 <重要な兼職の状況> 社会福祉法人大吉会理事長 (株)イハシエネルギー代表取締役会長 (株)ティー・アイ・シー代表取締役会長 イハシライフ(株)代表取締役会長 (株)アイ・エム代表取締役会長 アイ・ケア(株)代表取締役社長 越谷市商工会会長 一般社団法人越谷市観光協会代表理事	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 井橋吉一氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
 3. 井橋吉一氏は、当行経営に関与したことはありませんが、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に関し、企業経営者としての豊富な経験および高い見識と幅広い知識により、社外取締役としての職務の適切な遂行とともに、取締役会の透明性の向上及び経営監督機能の強化につながると判断したことから、社外取締役としての選任をお願いするものです。
 4. 井橋吉一氏の社外取締役就任のご承認をいただいた場合には、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

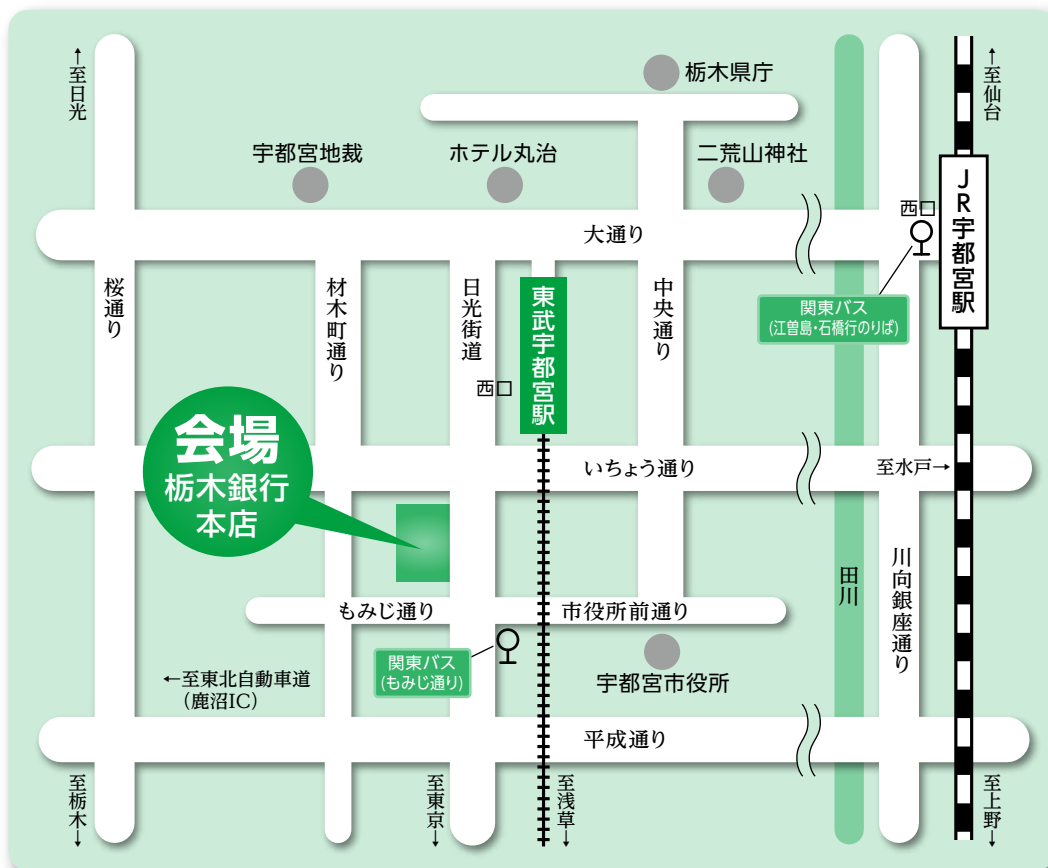
本総会終結の時をもって、監査役木村壮一氏は辞任されます。
 つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
	こばやし たかお 小林 隆雄 (昭和30年3月24日生)	平成20年10月 監査部 副部長 平成22年6月 個人ローン部副部長 平成23年6月 個人ローン部長	8,000株

(注) 監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

【定時株主総会会場ご案内図】



会場 栃木銀行本店 6階大会議室

栃木県宇都宮市西2丁目1番18号 TEL.028-633-1241(代表)

最寄駅

- ①東武宇都宮駅下車 徒歩5分
- ②JR宇都宮駅下車、関東バス
(江曾島・石橋行 もみじ通り下車) 約15分